

# 「北海道農作物優良品種認定要領」の主な改正点

○優良品種の認定を受けようとする品種育成者等が行わなければならない「優良品種決定調査」の規定を設けた。

※従前は「奨励品種決定現地調査の実施手引き及び特性調査基準」等に基づき行っていたものを要領に整理した。

## 【背景の整理】

主要農作物種子法の下  
(～H30.3.31)

・道が生産する主要農作物（稲・麦類・大豆）の原種・原原種の品種を決定するための奨励（優良）品種決定調査を義務付けられていた。

道条例施行後  
(H31.4.1～)

・道は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例に基づき、優良品種決定調査の実施主体は品種育成者等と整理した上で、優良品種制度を引き続き実施することとした。

## 【ポイント】

・品種育成者等が優良品種決定調査を行うに当たっては、その実効性を確保するため、北海道農業試験会議設計会議での検討を経ることとし、さらに、優良品種認定に当たって道が適正な判断を行うことができるよう、北海道農業試験会議成績会議での審査を受けるものとする。

・品種育成者等が優良品種の認定を受けようとする場合は、知事に申請するものとする。

※「品種育成者等」とは、品種育成者のほか、品種育成者から利用権の設定をされた者をいう。

# 北海道における品種育成から優良品種認定までの流れ

道総研等

「農業関係試験研究要望課題調査」等の実施  
(地域及び実需者・消費者のニーズを、的確に反映するための調査)

品種育成

民間企業等

品種育成

(優良品種制度利用に向けた)  
道による確認(次ページ参照)

「優良品種決定調査」の実施

北海道農作物優良品種認定要領に基づき、収量・病虫害抵抗性、品質等の特性について、置き換えの対象となる優良品種等との差異や普及対象地域、用途及び栽培上の注意を明らかにする調査を行う。

「北海道農業試験会議」

北海道農業試験会議における作物別優良品種候補の審査基準等に基づき、優良品種決定調査結果の評価を行う。

品種育成者による申請

道による  
優良品種の認定

諮問

答申

「北海道優良品種認定審議会」

優良品種の認定に当たって、公平性を一層確保するため、知事の附属機関として調査・審議する。

道は、優良品種として認定したものについて、広く周知し、普及を図る。  
特に、主要農作物等については、種子計画の策定等により安定した種子生産を推進する。

# 民間企業等<sup>(※1)</sup>による優良品種の認定申請までの流れ

民間企業等

優良品種制度の利用に関する相談

北海道(農産振興課(総合窓口)、畜産振興課、技術普及課)  
道は優良品種制度の利用に向けて、次の項目について確認する(技術的内容の確認は道総研に協力依頼)<sup>(※2)</sup>

- ☑ 優良品種制度の趣旨の理解
- ☑ 種苗生産及び将来的な普及の見通し
- ☑ 優良品種決定調査の実施体制 他
- ☑ 認定に向けたスケジュール
- ☑ 品種に関する基礎的データ及び本道における適性

道総研への委託等による調査の実施

道総研等

民間企業等が自ら調査を行う

優良品種決定調査

北海道農業試験会議

調査の実効性を確保するための十分な検討・調整

現地調査等

優良品種の認定申請

諮問・答申

北海道優良品種認定審議会

優良品種の認定

※1\_民間企業等とは、品種育成者等のうち、道総研への委託等による優良品種制度の利用実績がない民間企業等を想定。(Q&A問2参照)  
※2\_民間企業等による北海道農業試験会議への出席について、道と道総研が総合的に判断。(Q&A問12参照)

	質問	回答
1	優良（奨励）品種決定調査は、今後（H31.4.1以降）どのようになりますか。	<p>優良品種決定調査は品種育成者等が行うものとし、道は優良品種の認定を行うものとして整理しました。それに伴い、品種育成者等が優良品種の認定を受けようとする場合は、道が別に定める期日までに知事に申請することが必要になりました。（参照：条例第8条の2、施行規則第2条、要領第2）</p>
2	優良品種制度を利用するには、どうしたらいいですか。	<p>まず、窓口である道庁農産振興課（Q&amp;A 問15参照）にご相談ください。</p> <p>品種育成者等のうち、道総研への委託または共同研究等（以下「委託等」という。）による優良品種制度の利用実績がない民間企業等においては、優良品種の認定に向けたスケジュールや将来的な普及の見通し等について十分理解した上で、品種に関する基本的データ等をもとに、品種の本道における適性や調査実施体制等について道及び道総研と協議・検討することが必要になります。</p> <p>なお、H31.3.31以前から、道総研への委託等による優良品種制度の利用実績がある民間企業等が、従前と同様に委託等により優良品種制度を利用する場合は、従前どおりの流れで制度を利用することが可能です。（「優良品種の認定申請」については別途行うことが必要です。）</p>
3	優良品種決定調査は誰が行うのですか。	<p>品種育成者等が行う（委託等を含む）ものとし、調査の実施に当たっては、その実効性が確保されるよう、北海道農業試験会議における検討を経るものとしています。</p> <p>なお、道総研への委託等による優良品種制度の利用実績がない民間企業等においては、優良品種認定に向けたスケジュールや将来的な普及の見通し等について十分理解した上で、品種に関する基本的データ等をもとに、品種の本道における適性や調査実施体制等について道及び道総研と協議・検討した後、優良品種決定調査を実施する（委託等を含む）こととなります。</p>
4	北海道農業試験会議や北海道優良品種認定審議会に係る資料等は誰が作成するのですか。	<p>品種育成者等が作成することになります。なお、道総研への委託等により優良品種決定調査を行う場合は、道総研が作成することも可能です。</p>

	質問	回答
5	品種育成者等とはどのような者ですか。	品種育成者等とは、品種育成者のほか、品種育成者から利用権の設定をされた者を指します。（要領第2）
6	海外から導入した品種を優良品種としたい場合、優良品種の認定申請は誰が行うのですか。	海外導入品種に係る日本での使用について、利用権の設定をされた者が行うこととなります。
7	北海道優良品種認定審議会において、認定候補品種に係る説明は誰が行うのですか。	品種育成者等が行うこととなります。なお、道総研への委託等により優良品種決定調査を行う場合は、道総研が行うことも可能です。
8	優良品種の認定申請書の様式はありますか。	要領別記1号様式のとおりです。
9	優良品種の認定申請書（要領別記1号様式）に添付することとされている『「別記1 優良品種決定調査」の結果に関する資料』とはどのようなものですか。	次の5項目について記載した資料になります。（北海道農業試験会議成績会議における試験成績概要書に相当するもの） 1. 特性一覧表 2. 特記すべき特徴 3. 優良品種に採用しようとする理由 4. 普及見込み地帯 5. 栽培上の注意 なお、特性一覧表に記載する項目は作物ごとに異なり、詳細は設計会議等で示されることとなります。
10	優良品種の認定申請は、認定を受けようとする年度の11月1日～30日までに申請書を知事に提出しなければならないとされていますが、申請時点で優良品種決定調査の結果が整っていない場合はどうしたらいいですか。 また、申請後に、調査結果に修正等があった場合はどうしたらいいですか。	優良品種の認定申請期間については、北海道優良品種認定審議会の開催準備期間等を考慮して設定しているため、申請時点で優良品種決定調査の結果が整っていないことも想定されます。そのため、認定申請においては、その時点での調査結果を提出することとし、申請後、修正等も含む最終的な調査結果を追加で提出することとします。 なお、申請後に開催される北海道農業試験会議成績会議において、優良品種の認定候補とならなかった場合は、申請の取下げが必要となります。（別紙参照）

	質問	回答
11	北海道農業試験会議とは、どのような会議ですか。	<p>北海道における試験研究機関等の行う農業関係試験研究について、新規課題の計画、具体的な設計及び成績の検討、並びにこれらに伴う所要の協議を行い、試験研究の成果を北海道の農業振興に資するため、北海道が道総研と共同して開催する会議です。</p> <p>会議の構成は次のとおりです。</p> <p>(1) 新規課題検討会議（7月開催） 次年度からの取組が計画されている新たな試験研究課題等について検討を行う。</p> <p>(2) 設計会議（3月開催） 次年度以降の試験研究の設計等について検討を行う。</p> <p>(3) 成績会議（1月開催） 農業及び農産物に係る新たな技術として、普及指導等に相当と認められる事項を決定するとともに、北海道農作物優良品種候補の選定等を行う。</p>
12	北海道農業試験会議については、会議開催要領により参集範囲が定められていますが、参集範囲外の者も出席することはできますか。	<p>北海道農業試験会議開催要領において、「部会の主査が特別に必要と認めて推薦した者」等については、出席できるとされていることから、民間企業等による北海道農業試験会議への出席の可否については、品種の本道における適性や調査実施体制等に関する協議・検討を行う中で、道と道総研が総合的に判断することとしています。</p> <p><b>【北海道農業試験会議の参集範囲】</b> 北海道、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所、国土交通省北海道開発局</p>
13	北海道農業試験会議設計会議での検討とは、書面審査のみですか。	<p>調査の実効性を確保するために、実際の栽培状況の確認も必要と考えていますが、具体的な栽培状況の確認については、毎年の調査結果等を踏まえて、設計会議の中で決定することとしています。</p>

	質問	回答
14	優良品種の認定・公表はいつ行われますか。	北海道優良品種認定審議会は、毎年1月下旬から2月上旬頃の開催を予定しており、審議会の開催後、速やかに優良品種の認定・公表を行うこととしています。
15	優良品種の認定申請に係る窓口はどこですか。	<p>窓口は道庁農政部生産振興局農産振興課畑作グループです。</p> <p>【連絡先】道庁農政部生産振興局農産振興課畑作グループ</p> <p>TEL：011-204-5434（直通）</p> <p>FAX：011-232-4132</p>

{

 条 例：北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例  
 要 領：北海道農作物優良品種認定要領
 

 施行規則：北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則
 
}

番 号  
年 月 日

北海道農政部長 様

〇〇〇〇

優良品種認定に係る申請の取下げについて

( )年( )月( )日付けで提出した優良品種認定に係る申請  
について、次のとおり取り下げます。

記

1 取り下げる作物の種類と品種名

2 取下げの理由

(例)優良品種決定調査において、十分な試験結果が得られな  
かったため。

担当:  
TEL:  
FAX: